

四五〇年をささえる西川の真髓

勘定目録帳とは、現在の会社決算書類の濫觴（始まり）となるもので、西川甚五郎本店では寛文七年（1667年）に作成されたものが最も古く、日本国内最古のものとされています。

ここに展示されている勘定目録帳は文化四年（1807年）十二月のもので、末尾には店の規則として、社員の行動規範が記されています。法律や規則を守り、仕事に専念し精励に努めること、また商品については品質を管理し、薄利で売ることが書かれており、これは近年関心の高まっている「法令遵守」や「企業の社会的責任」に値するものです。

このような社会や商売に対しての誠実な姿勢は、西川の経営理念「共栄 親切 誠実」にもいかされ、また西川品質としても受け継がれることにより450年の伝統となったのではないでしょう。

勘定目録帳

右之通相違無御座候

文化四年

卯極月

定

御公儀様御法度之趣急度相慎相守可申事并錠堅可相守申事

勘定目録帳

文化四年極月吉日 1807年12月（末尾の抜粋）

みぎのとおりそういごさなくそうらう

右之通相違無御座候

以上

文化四年 卯極月（文化四年極月吉日）（一八〇七年十二月）

定

一、御公儀様御法度之趣急度相慎相守

可申事并錠堅可相守申事

一、第一家中睦鋪致同店随分致志多鋪

家業等専一ニ無懈怠奉公致出情可申候

付り商内事諸品致吟味薄口銭ニ而賣捌壁

舟間之節ニ而も余分口銭申請間鋪候惣而

世間害成事致間鋪候事

《意味》

一、国の法律については、厳しく過ちがないように厳守すること。また公で定められた規定・規則についても厳守すること。

▼これは法令遵守（コンプライアンス）にあたります。社会に受け容れられる良き市民として違法、不正なことは行わず、正しい倫理観に即した行動が求められています。法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることも含みます。

《意味》

一、社内においては、社員は常々仲良くし、仕事においては何事も怠ることなく専念し精励に努め、業績が上がるように努力すること。加えて全ての商品は常に品質管理をし、薄利にて売り捌くこと。また一人残らず社員全員が、社会の人々の妨げになるようなことをしてはならない。

▼これは、「企業の社会的責任（CSR）」にあたります。「誠実な企業活動」を基盤として、企業を取り巻く顧客や従業員、社会全体に対して様々な期待やニーズに対応していくものであるとしています。